

## 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱

制定 平成 17 年 3 月 15 日 福子地第 525 号（本部長決裁）

最近改正 令和 7 年 3 月 6 日 こ保運第 1553 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項に規定する認可を受けた認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する認可を受けた保育所をいう。以下同じ。）が行う横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的とする。

### （対象者）

第 2 条 本事業の対象者は、原則として、就学前児童とその保護者とし、現に認定こども園及び保育所に在園する児童とその保護者は含まない。

### （事業内容）

第 3 条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 育児相談
- (2) 育児講座
- (3) 交流保育
- (4) 施設の地域開放
- (5) 子育てに関する情報提供
- (6) 子育てサークル活動等の育成、支援
- (7) その他育児支援に関すること

### （定義）

第 4 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 子育てひろば

前条各号に定める事業の全部又は一部を実施する市立保育所（横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月市条例第 7 号）に定める保育所をいう。以下同じ。）及び前条各号に定める事業の全部又は一部を横浜市からの補助を受けて実施する認定こども園、及び私立保育所

- (2) 育児支援センター園

前号に規定する子育てひろばのうち、前条各号に定める事業の全部を実施する市立保育所

- (3) 私立常設園

第 1 号に規定する子育てひろばのうち、前条各号に定める事業の全部を実施する認定こども園及び私立保育所

2 前項第 1 号の補助に係る手続き等については、別に定める。

(育児支援センター園)

第5条 育児支援センター園は、区長が、所管する区の市立保育所の中から指定するものとする。

2 育児支援センター園の指定に係る手続については、別に定める。

(私立常設園)

第6条 私立常設園は、市長が、市内に所在する認定こども園及び私立保育所の中から指定するものとする。

2 私立常設園の指定に係る手続については、別に定める。

(育児支援センター園及び私立常設園以外の園)

第7条 育児支援センター園以外の市立保育所は、第3条各号に定める事業のうち同条第5号及び第6号の事業を除く全ての事業を行う。

(専任従事者)

第8条 育児支援センター園及び私立常設園は、次の各号に定めるとおり本事業の専任従事者を置かなければならない。

(1) 育児支援センター園

ア 会計年度任用職員(月額報酬単価適用者)の担当保育士(以下「担当保育士」という。) 1人

イ 会計年度任用職員(日額報酬単価適用者)の専任従事者(原則として、保育士資格を有する者)

1人

(2) 私立常設園のうち週5日又は週6日開所する園

専任従事者 2人(保育士資格の有無を問わない。)

(3) 私立常設園のうち週3日又は週4日開所する園

専任従事者 1人(保育士資格の有無を問わない。)

2 担当保育士は、当該センター園が所在する区内の市立保育所における本事業の実施を支援する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(地域育児支援事業実施要綱及び同実施要領並びに横浜市保育所地域活動事業実施要綱の廃止)

2 地域育児支援事業実施要綱及び同実施要領(いずれも平成9年9月30日制定)並びに横浜市保育所地域活動事業実施要綱(平成元年10月27日制定)は、この要綱の施行をもって廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行以前に、横浜市保育所地域活動事業実施要綱に基づき行った補助金の支弁に係る手続については、同要綱の規定に基づき行う。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき補助金を交付した事業については、従前の要綱の規定による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った委託又は補助の手続きについては、従前の要綱の規定による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の改正以前に、従前の要綱に基づき行った委託又は補助の手続きについては、従前の要綱の規定による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に事業を実施している私立常設園への第 8 条第 1 項第 2 号の適用については、当分の間、「専任従事者 1 人」とすることができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日改正附則第2項に定める経過措置の適用期間は、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。